

釧路川水系維持管理の現状と課題について

- 目 次 -

1 . 釧路川流域の概要 (第 1 回釧路川流域委員会資料)		
1 - 1 . 流域の概要	第 1 回資料	- 2 - 1
1 - 2 . 釧路川の諸元	第 1 回資料	- 2 - 3
1 - 3 . 釧路川水系縦断図	第 1 回資料	- 2 - 6
1 - 4 . 流域の地質	第 1 回資料	- 2 - 7
1 - 5 . 流域の土地利用・人口・農業・水産業	第 1 回資料	- 2 - 8
1 - 6 . 流域の気象 (気温、降水量)	第 1 回資料	- 2 - 11
1 - 7 . 釧路川の流況	第 1 回資料	- 2 - 12
1 - 8 . 釧路川における主な既往洪水	第 1 回資料	- 2 - 13
1 - 9 . 釧路川の水質 (BOD) 経年変化	第 1 回資料	- 2 - 15
1 - 10 . 釧路川の利水状況	第 1 回資料	- 2 - 16
1 - 11 . 流域の主な景観・環境	第 1 回資料	- 2 - 18
1 - 12 . 釧路川の利用状況	第 1 回資料	- 2 - 25
2 . 釧路川水系治水の現状と課題 (第 2 回釧路川流域委員会資料)	第 2 回資料	- 1
2 - 1 . 既往洪水からみた現状と課題	第 2 回資料	- 5
(1) 既往洪水と治水事業の経緯	第 2 回資料	- 5
(2) 実績氾濫状況	第 2 回資料	- 6
(3) 洪水発生要因	第 2 回資料	- 7
(4) 洪水被害状況	第 2 回資料	- 8
2 - 2 . 河道状況からみた現状と課題	第 2 回資料	- 11
(1) 現況河道断面の状況と課題	第 2 回資料	- 12
(2) 河道内における流水支障木の現状と課題	第 2 回資料	- 14
(3) 堤防整備の現状と課題	第 2 回資料	- 19
(4) 河口部における安全度確保の現状	第 2 回資料	- 22
(5) 内水排除の現状と課題	第 2 回資料	- 25
(6) 河岸安定性や堤防安全性の現状と課題	第 2 回資料	- 29
(7) 河床の安定に関する現状と課題	第 2 回資料	- 31
(8) 河道を横断する橋梁の現状と課題	第 2 回資料	- 37
2 - 3 . 遊水地事業について	第 2 回資料	- 40
(1) 遊水地事業の概要	第 2 回資料	- 40
2 - 4 . 流域としての治水効果	第 2 回資料	- 44
(1) 屈斜路湖	第 2 回資料	- 44
(2) 釧路湿原	第 2 回資料	- 45
(3) 河跡湖	第 2 回資料	- 45
3 . 釧路川水系利水 (流水の正常な機能の維持) に関する現状と課題 (第 2 回釧路川流域委員会資料)		
.....	第 2 回資料	- 1
3 - 1 . 利水からみた水環境の現状	第 2 回資料	- 2
(1) 河川流況	第 2 回資料	- 3
(2) 年間降水量の経年変化	第 2 回資料	- 4
(3) 河川水質	第 2 回資料	- 5
(4) 水利用の現状	第 2 回資料	- 12
(5) 水需要の動向	第 2 回資料	- 14
3 - 2 . 利水からみた水環境の課題	第 2 回資料	- 15
3 - 3 . 釧路川の正常流量	第 2 回資料	- 20
河川水質の語句説明	第 2 回資料	- 24

4 . 釧路川水系河川・湿原環境の現状と課題（第3回釧路川流域委員会資料）	第3回資料	- 1
4 - 1 . 釧路川流域の環境	第3回資料	- 5
(1) 流域の概要及び特徴	第3回資料	- 5
(2) 流域の土地利用状況	第3回資料	- 6
(3) 釧路川周辺で確認されている貴重な動植物	第3回資料	- 7
(4) 釧路川流域の漁業	第3回資料	- 9
(5) 人々と河川の関係	第3回資料	- 11
4 - 2 . 区域別の現状と課題	第3回資料	- 12
釧路川下流区域	第3回資料	- 13
釧路川中流区域	第3回資料	- 16
釧路川上流区域	第3回資料	- 25
5 . 釧路川水系維持管理の現状と課題（第3回釧路川流域委員会資料）	第3回資料	- 1
5 - 1 . 維持管理の現状と課題	第3回資料	- 1
5 - 2 . 洪水等の被害発生の防止又は軽減に関する維持管理の現状と課題	第3回資料	- 2
(1) 河川管理施設の機能に関わる維持管理の現状と課題	第3回資料	- 2
(2) 国土保全管理情報の収集提供システムの現状と課題	第3回資料	- 6
(3) 河道内モニタリングの現状	第3回資料	- 8
(4) 洪水高潮対策の体制に関わる維持管理の現状	第3回資料	- 10
(5) 広域防災機能の現状と課題	第3回資料	- 11
(6) 水害の危険性、避難情報の周知の現状	第3回資料	- 12
5 - 3 . 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持と河川環境を保全 するための維持管理の現状と課題	第3回資料	- 13
(1) 流水の正常な機能の維持管理	第3回資料	- 13
(2) 国立公園等の指定の状況	第3回資料	- 14
(3) 河川環境の秩序ある保全と利用に関する維持管理の現状と課題	第3回資料	- 18

5 . 釧路川水系維持管理の現状と課題

5 - 1 . 維持管理の現状と課題

項 目	課 題
堤防の維持管理	堤防の除草は年1～2回行っているが、除草による刈り取った草の処分方法に苦慮している状況である。
樋門樋管等の維持管理	樋門樋管の多くが現地での操作となっており、遠隔操作などの迅速な対応ができないことと、操作員の高齢化が進んでおり要員の確保が難しくなっている状況である。また、一部老朽化した施設の改善に多くの費用が必要となっている。
国土保全管理情報の収集提供システム	水文データ等の数値情報はリアルタイムで収集を行っているが、河川管理の監視の省力化、災害時等の迅速な情報伝達のための河川状況を画像にてリアルタイムで入手できるシステムは、現在、新釧路川の11kmのみが整備されている状況である。
広域防災機能	関係自治体と連携し、河川敷の避難空間、地域防災活動拠点、樹林帯等の整備を行っていく必要がある。
情報提供体制	河川情報を一般の人々にこれまで以上に分かりやすい形式で提供し、水防・警戒避難及び復旧のために即時対応システムの構築や災害時の避難場所等を記載した「洪水ハザードマップ」の作成・普及が求められている。
流水の正常な機能の維持管理	釧路川の水質保全のために、河川へ流出してくる家畜糞尿対策として、浄化施設導入の指導や水質浄化作用をもつ樹林帯の整備が必要。 水道水を釧路川から取水しているため水質事故が発生した場合、大きな被害となりうる。
河川環境と河川利用	バリアフリーとして容易に川に近づけるように整備した緩傾斜坂路(スロープ)や水洗トイレなどの諸施設等が求められている。 不法占用、不法行為、ゴミの不法投棄が発生している。

- 釧路川の特徴 -

- ・北海道最大の河道内遊水地（釧路湿原）を持ち、約13kmにわたる遊水地堤防を持つ河川である。そのため、河道内の維持管理を容易に行えないという特徴を持つ。
- ・地震多発地帯であることと下流部の泥炭層等の軟弱地盤地帯を有することから、過去の地震において堤防の破損等が生じており、迅速な地震観測等の情報収集や適切な対応が必要である。
- ・上流は阿寒国立公園、中流は釧路湿原国立公園に指定され、国立公園管理者等との密接な連携をとった維持管理を行う必要がある。
- ・釧路湿原の環境保全や水道水に適した水質を維持するために、水質の管理に留意する必要がある。
- ・屈斜路湖は釧路川の最上流部にあり、通常時の水量に大きく係わる湖であり、自然の調節機能を損なわないよう留意する必要がある。
- ・川レンジャー等の地域と一体となった維持管理を行っている。

5 - 2 . 洪水等の被害発生の防止又は軽減に関する維持管理の現状と課題

(1) 河川管理施設の機能に関わる維持管理の現状と課題

河川管理施設は樋門、堤防、護岸、水門等、災害を防止する機能を有し、河川管理者が管理する施設であり、これらの安全確保を目指して堤防、護岸等の補修や応急対策工事を行っている。

堤防の維持管理の現状と課題

表 5-1 堤防整備状況表（平成 13 年度末現在）

単位：km

釧路水系全体	完成堤防	暫定堤防	無堤
172.7	104.6	23.1	45.0

a) 堤防・護岸の維持管理の現状

洪水（内水を含む）及び高潮に対する所要の機能が発揮されるように、堤防天端・法面等に破損が確認された場合は、これらが洪水時に堤防の法崩れや護岸の流出による河岸の浸食を事前に防ぐように、速やかに補修を行うなど定期的に点検を行い適切に管理している。

多くの人々が入り出りする箇所や住宅地周辺については、アクセス路の設置や堤防天端の舗装を行うことで河川利用の利便確保を行っている。

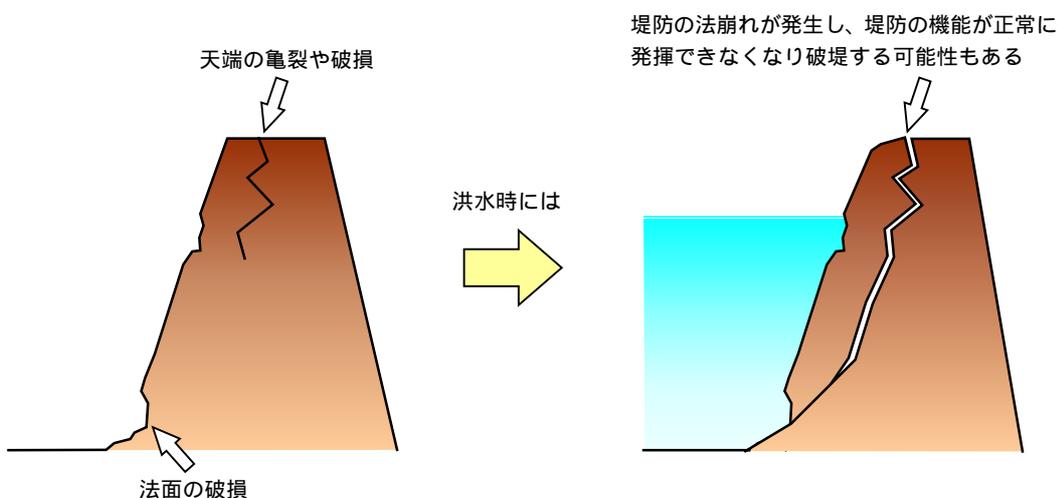


図 5-1 堤防の破損による危険性

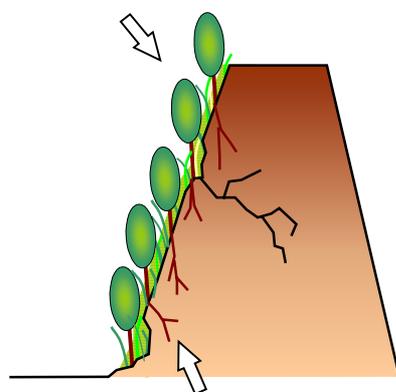
b) 堤防の除草の現状と課題

堤防は除草を行わないと様々な草木が育ち、それらの根により堤防の本来の機能が発揮されない可能性があるため、除草を行い均一な芝にすることによる堤防法面の強化の他、亀裂・法崩れ等の異常の発見、野火の発生の防止、河川環境の保全等を目的として、草丈を40～50 cm程度以下に管理するために、年1～2回除草を行っている。なお、除草の時期は、田畑等に病害虫が発生しないよう適正な時期を選定している。

また、新釧路川など堤防が道路としても利用されている箇所では、二次的な効果として除草により景観や見通しの改善効果もある。

しかし、除草回数や除草時期等に対する住民からの要望があるとともに、刈り取った草の処分方法に苦慮しているなどの課題がある。

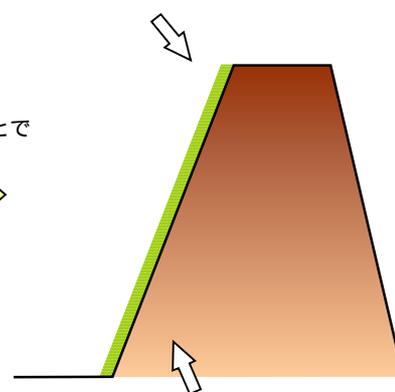
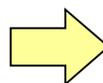
草が高く茂っていると、堤防の亀裂や破損を容易に発見できない



草木の根が堤防に深く入り込み、洪水時に堤防が破損したり、水が浸透して漏水等の危険性がある

堤防の状態が確認できる

除草を行うことで



堤防に均一な根が張り付き堤防が強化され、洪水の流れから堤防を守る

図 5-2 除草の必要性

樋門樋管等の維持管理の現状と課題

樋門樋管等は、操作規則及び操作要領に基づき適正に操作するとともに、機能を正常に維持するために定期的に点検整備を行い、適切に管理することが必要である。樋門樋管では、堤体と構造物の間の空洞化、本体の損傷、変状やゲートの確実な開閉、水密の確保等に留意した点検を実施している。しかし、一部の樋門等については設置年度が古いため、老朽化したものや排水不良施設も多く、これらの改築には多くの費用を必要としている。

表 5-2 樋門樋管等管理箇所数

直轄管理区間	45 箇所
指定区間	68 箇所
合計	113 箇所

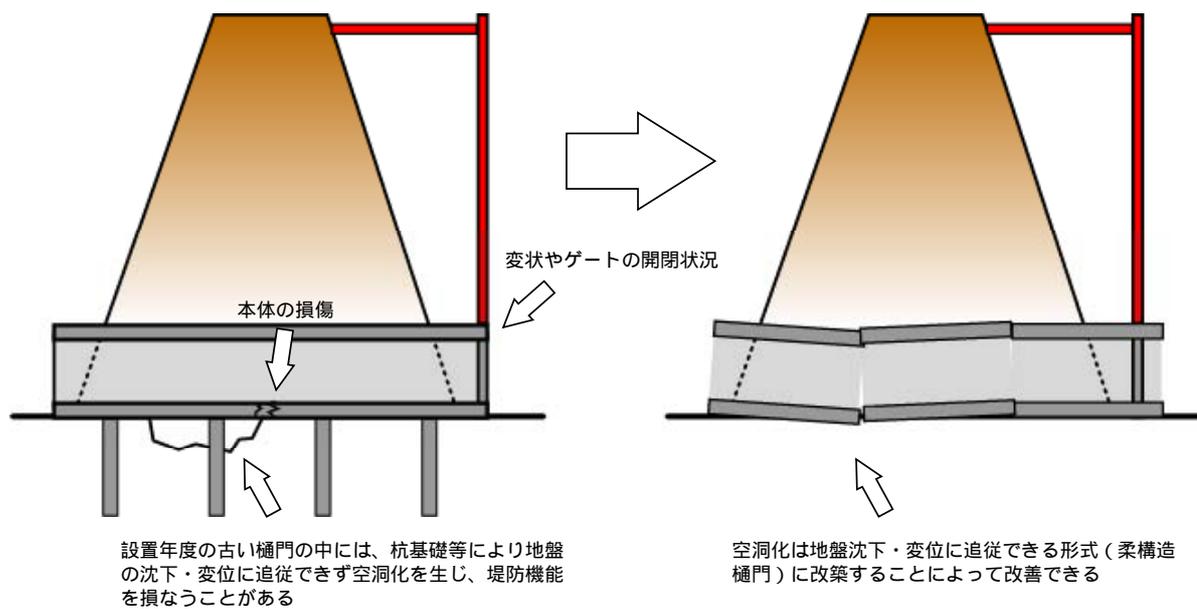


図 5-3 樋門樋管等の維持管理項目

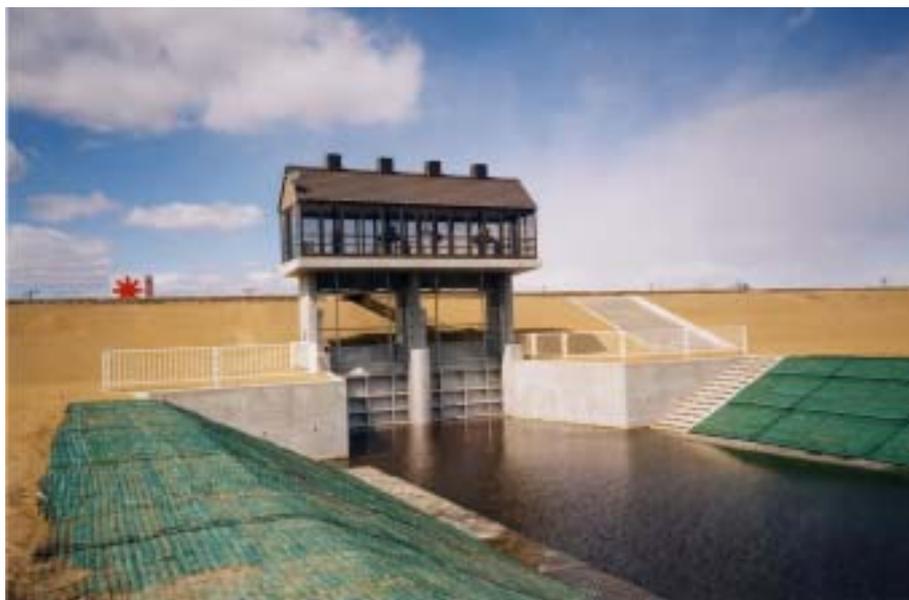


写真 5-1 昭和樋門

樋門樋管の操作規則、操作要領を定め適正に管理している。樋門は規則例に基づきほとんどの樋門樋管を市町村が地元住民の方に委嘱しているが、現状として手動のものが多く操作員の作業負担がある。また、樋門樋管の状況確認や操作は、直接樋門樋管個所に行かなければならず、光ファイバー等を活用した施設の遠方監視、遠隔操作化により迅速な操作、管理が行える環境を整備することが今後の課題である。

表 5-3 樋門樋管等の管理委嘱状況

単位：箇所

区 分	直接管理	個人委嘱	市町村委嘱	合 計
直轄管理区内	5	40	0	45
指 定 区 間	0	0	68	68

表 5-4 樋門樋管等の操作方式状況

単位：箇所

区 分	電 動	エンジン	手 動	合 計
直轄管理区内	0	21	24	45
指 定 区 間	0	0	68	68

表 5-5 樋門樋管等の管理の環境

単位：箇所

区 分	上 屋	遠方監視	遠隔操作	合 計
直轄管理区内	12	4	0	16
指 定 区 間	0	0	0	0

(2) 国土保全管理情報の収集提供システムの現状と課題

洪水時や地震時等の状況、通常時の水質や地下水位の状況を把握するために、水理・水文・水質等の情報の収集を行っている。

釧路川では、流域内に雨量観測所(17箇所)、水位観測所(14箇所)を設置しており、無線等により迅速に情報収集を行うとともに、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い水防活動に活用している。また、河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎資料となることから、これらの情報を関係機関や市民へ提供することとして、平成13年6月からはインターネット(携帯電話も可能)で提供を開始した(iモードアドレス: <http://i.river.go.jp/>)

データの収集にあたっては流域内を十分に網羅できるように、観測施設を適切に配置するとともに、河川管理監視の省力化、災害時等の迅速な情報伝達のための光ファイバー網等を整備することにより情報伝達基盤の充実を図り、河川状況を画像にてリアルタイムで入手できるシステム等の河川情報システムの強化を図る必要がある。

なお、釧路川の光ファイバー網は新釧路川の11kmで整備されている状況であり、釧路川本川の弟子屈までの整備が進められている。

表 5-6 国土保全管理データ収集・提供に係る主要な施設一覧

観測システムの種類	収集データの概要
水位・流量観測施設 (14箇所)	<p>【水位観測施設】河川の水位を水位計等を用いて計測し、データを蓄積し、テレメータ等を用い事務所に送信する施設。洪水時の水防警報、洪水予報等に用いられる。またデータは統計的な処理を行い、治水計画、河川管理等に用いられる。</p> <p>【流量観測施設】流量の実測を行うところで、必ず水位観測施設が併置されている。流量は、通常水位流量曲線をつくっておき、流量を実測せずに水位から流量を換算する。計測データは統計的な処理を行い、治水計画、河川管理等に用いられる。</p>
雨量観測所 (開発局 9箇所) 雨量観測所 (気象庁 8箇所)	雨量計等を用いて流域の雨量を計測し、データを蓄積し、テレメータ等を用いて事務所に送信する施設。洪水時の水位予測や、治水計画、河川管理等の基礎資料となる。
水質自動監視計 (1箇所) 水質分析地点 (4箇所)	河川水を自動的に採水し、水質測定を行い、その結果のデータを蓄積し、テレメータ等を用い事務所に送信する施設。水質測定項目は水温、pH、電気伝導度、濁度、溶存酸素、アンモニア、シアン、BOD、CODなど。
地震計 (開発局 15箇所) (気象庁 1箇所)	地震によって発生した地震波を計測するものである。各地点での地震波が到達した時刻や地震波の振幅等から、地震の発生場所、範囲、深さ及び規模(マグニチュード)を把握することにより堤防や樋門等の河川管理施設の破損状況を予測し、緊急点検や応急復旧を行うための基礎資料となる。
地下水位計 (70箇所)	水位計等を用いて地下水の水位を計測するものである。長期的に水位を計測し地下水位の動向を把握することにより、地下水障害、地下水の保全、適正な利用等を図るための資料として用いられる。

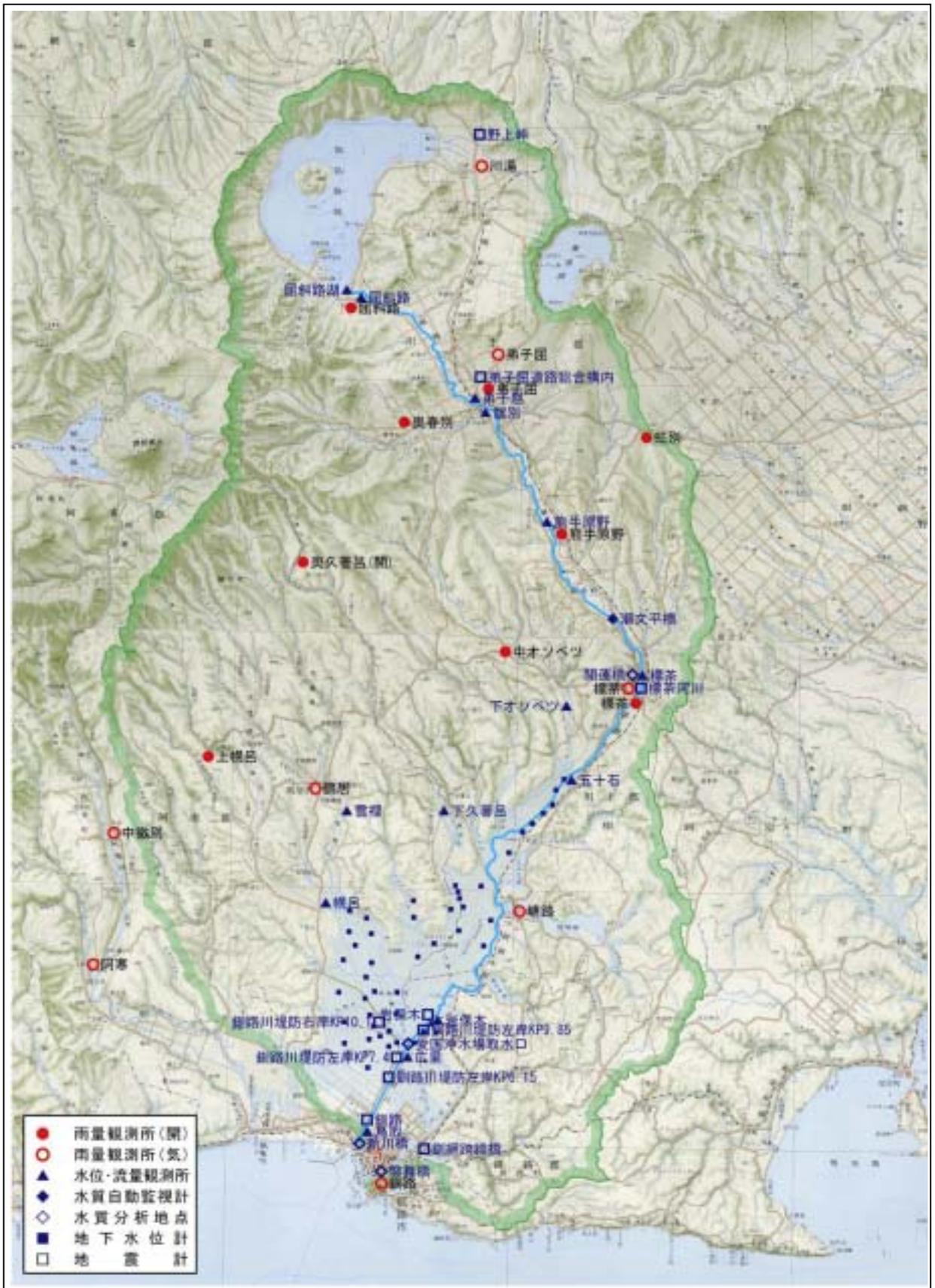


図 5-4 国土保安全管理データ収集地点位置図

(3) 河道内モニタリングの現状

河川の巡視及び点検

河川監視員等により河川区域において堤防の状況、流水の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況、堤内地の状況等について日々の巡視を行い、状況を把握するとともに適宜モニタリングを実施している。河川の巡視は平常時の巡視の他に出水時や出水期間、臨時点検を行っている。

・平常時の河川巡視

河川管理施設の状況、河川利用の状況、河岸や河川空間の状況、自然環境の状況等を把握することを目的として、夏期(4~11月)週3回以上、冬期(12~3月)2回以上の河川巡視を行っている。この際、異常な状況等を発見した場合は、ただちにその状況の改善に努める。

特に河川敷地における親水活動の場が増大していることから、新釧路川の公園や幣舞橋周辺、標茶町開運橋付近等の一般の人々が集まる場所やカヌーの利用者にとっての危険箇所等を的確に把握し、事故の未然防止に努めている。

・出水時の河川巡視

河川管理施設や河川周辺の状況を把握するため、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達する恐れがある時からピークに達した後、警戒水位を下回るまでの期間において河川巡視を行い、堤防の状況、流水の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況、堤内地の浸水状況等を把握し異常の発見に努めている。特に堤防が完成していない瀬文平橋付近、多和川合流点付近や漏水対策が未施工の遊水地右岸堤防等の水防重要箇所においては、適切な状況把握を行っている。

・出水期前点検

融雪出水期前に河川管理施設等の総点検を実施し、出水期に備える。この際、地元自治体、水防管理団体及び許可工作物管理者などの関係団体との連絡を密にし、必要がある場合は合同で巡視・点検を行っている。

・臨時点検

出水前後、地震後、津波後等に河川管理施設の総点検を実施して被災状況を把握し、再度災害に備えることとしている。

表 5-7 巡視の主なポイント

	流水の占用状況
	土地の占用状況
	産出物の採取に関する状況
	工作物の設置の状況
	土地の形状変更
	船舶係留等の状況
	河川環境(湿原利用)の状況
	河川管理施設及び工作物状況
	親水施設等の維持管理等の状況

河川カルテ

河川管理施設の状況、河岸浸食、堆砂等の進行状況等を把握するため、河道や構造物の異常や変状、被災履歴及びその処置等の実態を把握する「河川カルテ」を作成し、河川管理の情報を継続的に整理、蓄積し、適正な維持管理のために活用している。

河道内樹木の保全・管理の現状

釧路川は生態系保全のため河道内樹木の連続性を極力高めるものとし、流下能力に余裕のある区間においては環境上の機能を勘案し、樹木の保全を行う。しかし、河積が少ない箇所
の河道内の樹木については、洪水時に河積を阻害し水位の上昇を招くことから、治水機能上
支障となる恐れがある箇所については、必要に応じて周辺の植生や生物の生息、生育環境に
十分配慮した上で樹木伐採を行う。

河道内樹木の保全方法は、今後十分な治水及び河川環境に配慮した伐採管理手法の検討を
行うが、河道内樹木の保全可能区域では水際部の樹木を優先して保全・管理することとする。

低水路の維持管理の現状

低水路は治水だけでなく、そこに住む魚類等の生息生育の場でもあるため、両方に考慮し
た維持管理を行うこととし、定期的に河川内の縦横断測量を実施し河道状況や経年変化等を
把握している。局所的な土砂の堆積・洗堀が発生し洪水の流下に支障となる場合は、自然の
瀬・淵・産卵床など環境上の保全影響にも十分配慮した上で堆積土砂の除去など適切な対応
を行う。

河口の維持管理の現状

現在までに河口閉塞した実績はないが、砂州の発生は生じているため、河口部の流下断面
が確保されるよう経年変化の把握に努めている。

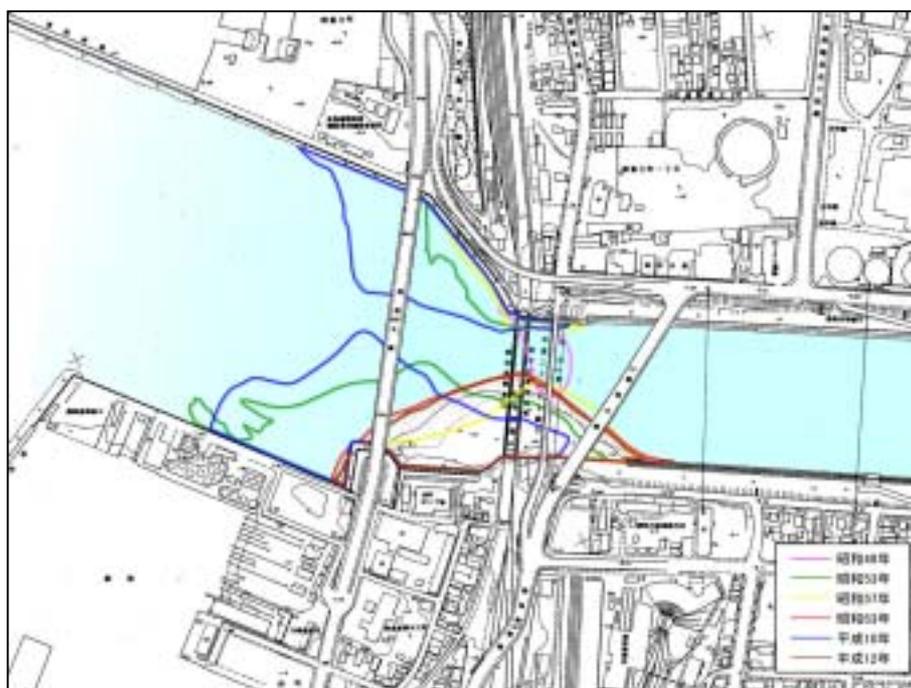


図 5-5 河口砂州の経年変化

砂利採取等の適正化の現状

河川からの砂利の採取は人為的な河床の低下を招くことから、現在、釧路川では昭和 63
年度以降は一切採取を許可しておらず、その後も全川禁止区間としている。

(4) 洪水高潮対策の体制に関わる維持管理の現状

水防連絡協議会との連携

破堤等を未然に防止し、河川管理施設の機能の維持に資するため重要な水防必要箇所を定めている。

また、釧路川において、洪水・高潮等による被害の発生を防止または被害を軽減するため、国及び地方自治体の関係機関が連携し、住民の避難、水防活動等を迅速かつ円滑に行うために『釧路川水防連絡協議会』が結成されている。この協議会により、重要水防箇所の合同巡視、水防団・水防資材の整備状況の把握、定期的な水防訓練等を行っている。

防災体制の確立

釧路川水系は、平成11年2月26日より洪水予報指定河川に指定されており、大雨による洪水の恐れがある場合には、洪水予報を釧路開発建設部長と釧路気象台長が共同で発表するとともに、雨量・水位の予測を行い、水防活動が必要と判断した場合には、基準水位観測所毎に的確な水防警報を発令し、水防活動の実施を指示する。またマスコミ、関係機関を通じて地域住民に対し情報の提供を行っている。

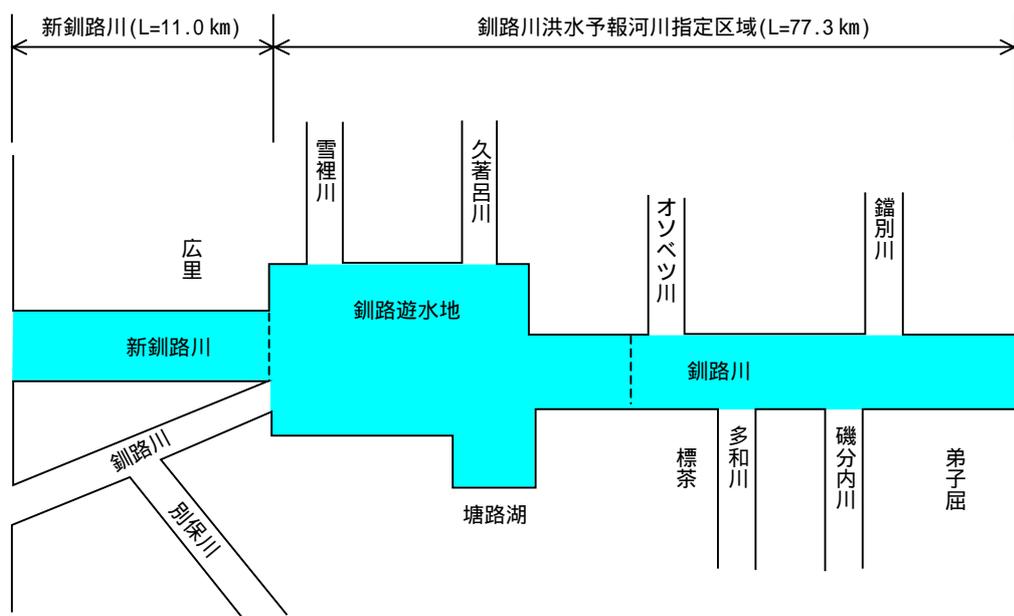


図 5-6 洪水予報指定河川の現状

(5) 広域防災機能の現状と課題

河川敷の避難空間としての機能を維持するとともに、広域防災対策として整備する地域防災活動拠点である水防拠点及び防災ステーションの拠点整備と併せ、もしも氾濫した時に樹林により被害を軽減させる樹林帯整備や非常時に使用可能な根固めブロックの備蓄や土砂確保のための側帯、車輛交換場所及び排水ポンプ車等の整備を進める必要がある。

釧路川では、防災公園としても活用できる防災ステーションが標茶地区に整備中で、排水ポンプ車と照明車が配備されている。



洪水時には水防活動基地、ヘリポート、避難地としての機能を有し、平常時には公園としての活用を図るとともに、河川巡視の中継所やレクリエーションの場として活用

図 5-7(1) 防災ステーション



図 5-7 (2) 樹林帯



非常用の土砂などを備蓄する為に堤防の裏側に土砂を積み上げた部分

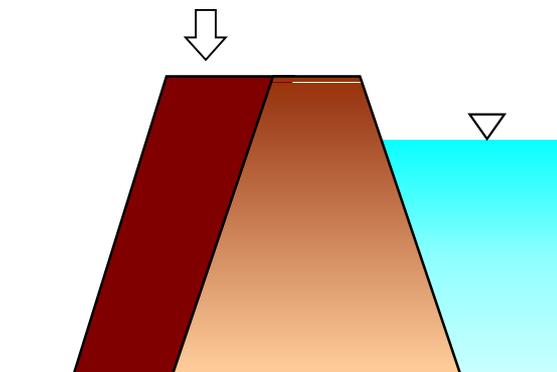


図 5-7(3) 非常用の土砂等を備蓄する側帯



図 5-7(4) 排水ポンプ車

(6) 水害の危険性、避難情報の周知の現状

浸水想定区域の公表

水害発生時における円滑かつ迅速な避難を実現し、被害軽減を図ることを目的として、釧路川及び新釧路川が氾濫した場合の浸水区域、及び浸水深を示す「浸水想定区域図」をパンフレット・ホームページで公開している。

この「浸水想定区域図」に含まれる市町村は、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町の1市3町である。

ハザードマップの作成支援

関係市町村は、浸水想定区域の指定に応じて市町村地域防災計画に定められた洪水予報の伝達方法、避難経路、避難場所等について定め、住民に解りやすく周知するよう努めることとされている。その際、前述の浸水想定区域図に避難場所等を記載した「洪水ハザードマップ」を作成・活用することが期待される。

河川管理者は、洪水ハザードマップの作成主体である関係市町村に対して支援を行う予定である。

5 - 3 . 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持と河川環境を保全するための維持管理の現状と課題

(1) 流水の正常な機能の維持管理

釧路川は酪農地域であり、家畜糞尿等による水質汚濁の改善のため、河川浄化施設の設置や樹林帯による水質の改善維持を考慮する必要がある。

また、水生生物の生息・生育環境の保全のため、水の流れ等の連続性を保つような維持管理に努めるとともに、他の工作物に関する河川法の許認可にあたっては、水の流れの連続性の確保について指導を行う必要がある。

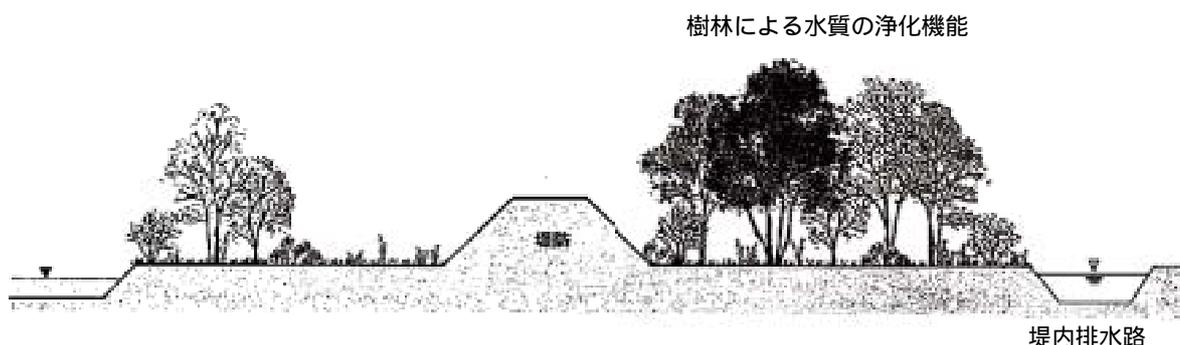


図 5-8 樹林帯による水質改善

渇水調整体制

渇水対策が必要となった場合の情報提供や情報伝達等について、関係機関や水利用者等と連携して体制を構築し、被害の軽減に努める。また、水を大切にする節水型社会や水資源有効活用型社会に向けて、関係機関等と一体となって取り組む。

釧路川水系では H14 年より河川管理者、水利使用者及び関係行政機関により『釧路川水系水利用協議会』が開催されている。

水質事故対策の実施

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類や生態系のみならず、水利用者にも多大な被害を与える。水質事故が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、迅速で適切な対応が必要となっている。特に、釧路川では下流部で釧路市の水道のため取水されており、水質事故の被害は最小限にしなければならない。

このため、連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行い迅速な対応を行うことが必要であり、また、水質事故に備え、常時から資機材の備蓄を計画的に行っている。

釧路川水系では河川管理と関係行政機関により『釧路川環境保全連絡協議会』による水質汚濁防止対策のほか、河川愛護思想の普及などの活動を行っており、毎年釧路川流域市町村で水質事故を想定した訓練を行っている。

(2) 国立公園等の指定の状況

釧路川は、北海道に6つある国立公園のうち2つを流域内に有する河川で、特に釧路湿原国立公園区域は流域内に全公園地域が含まれる道内唯一の河川である。

釧路湿原国立公園等の指定区域

釧路湿原の河川区域、天然記念物指定区域、ラムサール条約登録湿地指定区域、釧路湿原国立公園内の特別保護地区、第1種～第3種特別地域、及び普通地域の指定状況は図5-9に示されるとおりである。市町村別面積で見た場合は、表5-8(1)に示すとおりである。

表5-8(1) 地域別市町村別面積

単位：面積 ha・(比率)%

地域別 市町村別	国立公園特別地域				国立公園 普通地域	合 計	ラムサール条約 登録湿地
	特別保護 地 区	第1種	第2種	第3種			
釧 路 市	-	-	-	1,745	839	2,584(9.6)	- (-)
釧 路 町	1,127	348	276	610	1,438	3,799(14.1)	1,264(14.6)
標 茶 町	2,617	869	1,885	2,891	3,731	11,993(44.7)	3,484(45.1)
鶴 居 村	2,746	552	1,198	1,519	2,470	8,485(31.6)	3,115(40.3)
合 計	6,490	1,769	3,359	6,765	8,478	26,861(100.0)	7,863(100.0)

阿寒国立公園の指定区域

屈斜路湖を含む阿寒国立公園の公園区域は表5-8(2)に示すとおりである。

表5-8(2) 地域別市町村別面積

単位：面積 ha

地域別 市町村別	国立公園特別地域				国立公園 普通地域	合 計
	特別保護 地 区	第1種	第2種	第3種		
全 体	10,421	20,287	24,460	17,688	17,625	90,481

流域外も含む

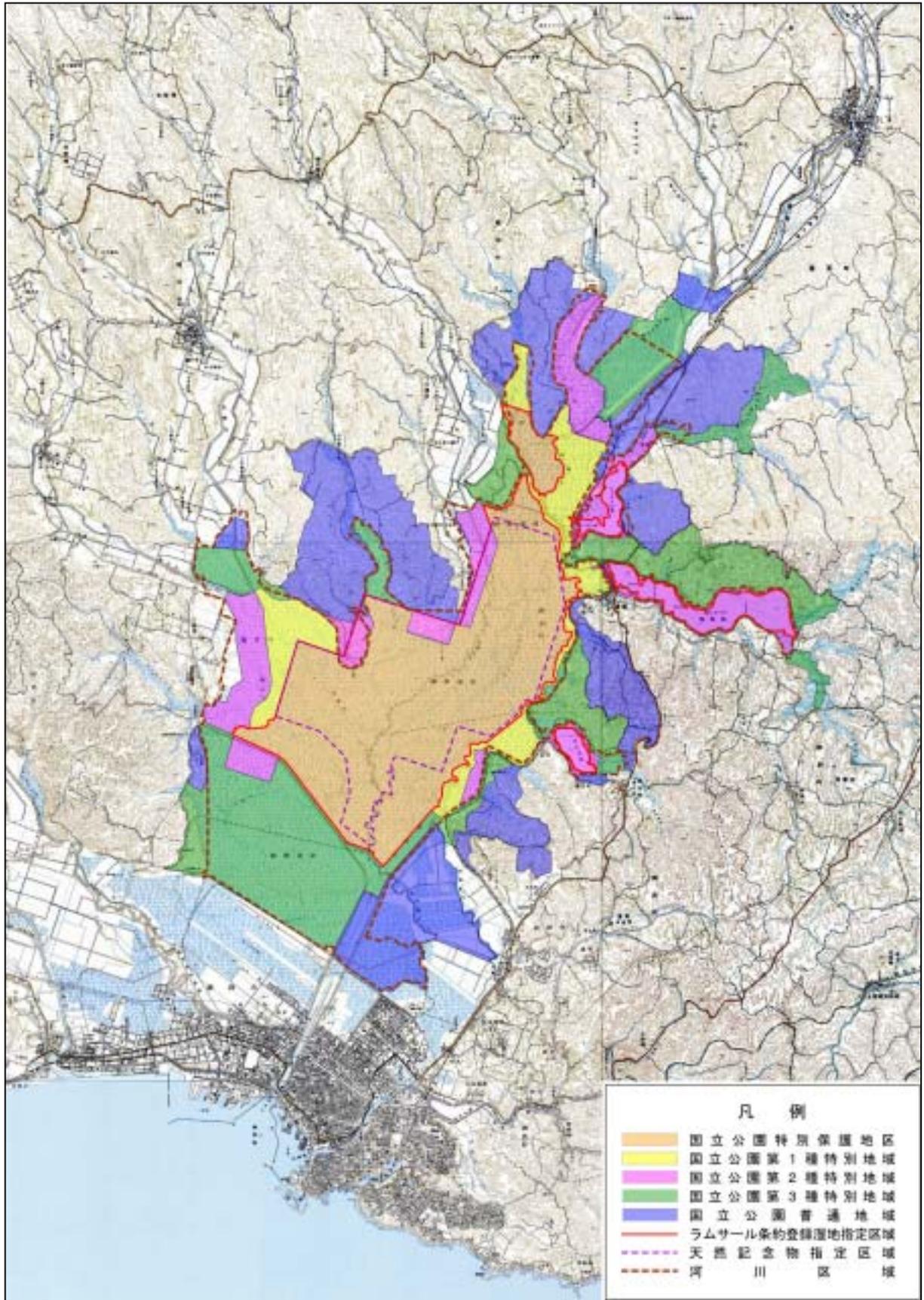


図5-9 釧路湿原に関する地域区分

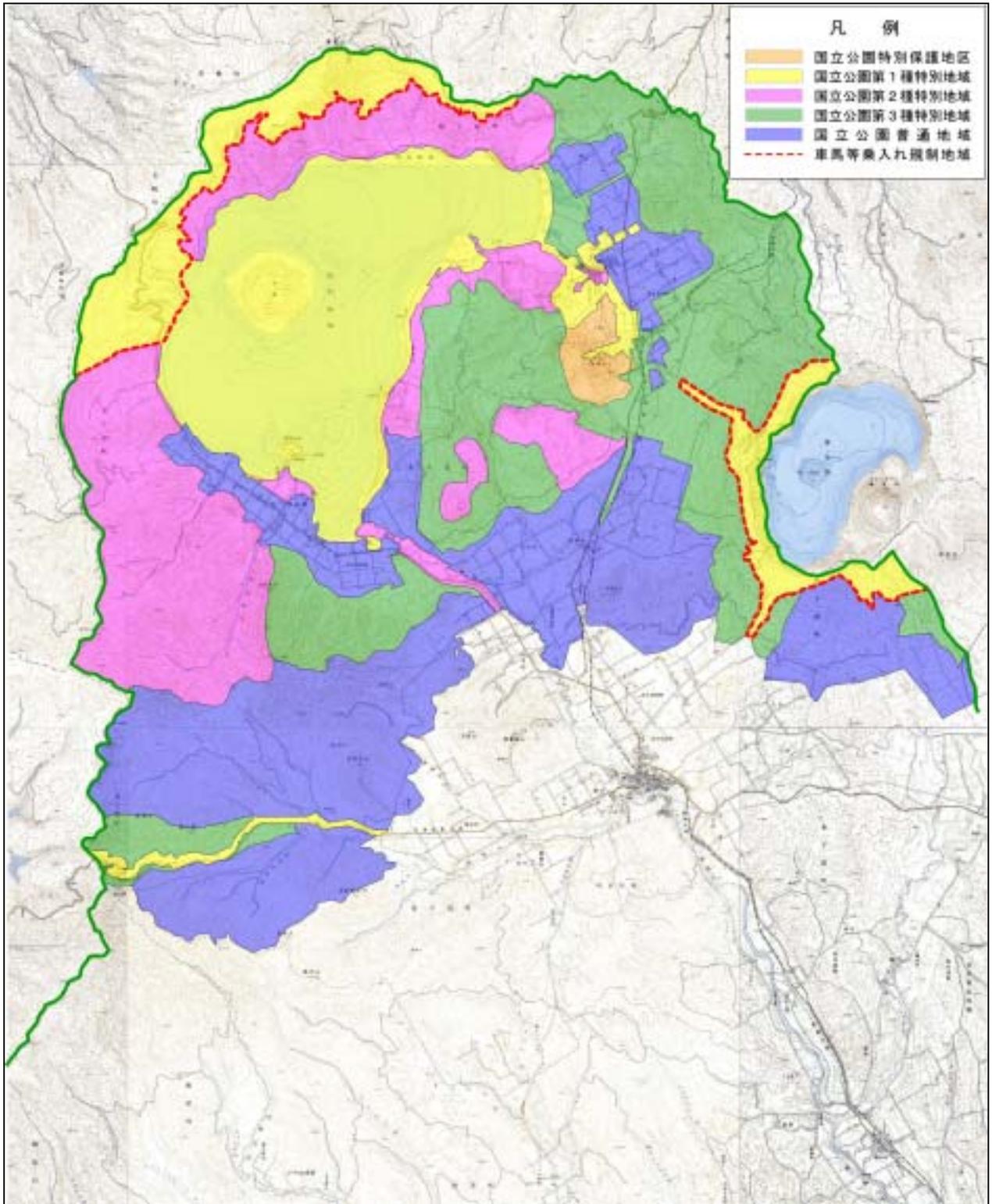


図 5-10 阿寒国立公園に関する地域区分

表 5-9 国立公園内の地種区分と各種規制行為の概要について

地種区分	内 容	国立公園及び国定公園の許可、届出等
特別保護地区	国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要がある地区 (自然公園法第 18 条第 1 項)	(1) 工作物の新築、改築、増築 (2) 木竹の伐採 (3) 鉱物の掘採又は土石の採取 (4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること (4 の 2) 別に指定する湿原・湖沼及びこれらの周辺 1 km の区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域・水路に汚水・廃水を排水設備を設けて排出すること (5) 広告物等の掲出・設置又は広告物等の工作物等への表示 (6) 水面の埋め立て・干拓 (7) 土地の開墾その他土地の形状変更 (8) 屋根等の色彩の変更 (9) 木竹の植栽・損傷 (10) 家畜の放牧 (11) 野外における物の集積又は貯蔵 (12) 火入又はたき火 (13) 植物又は落葉若しくは落枝の採取・損傷 (14) 動物の捕獲又は動物の卵の採取・損傷 (15) 道路及び広場以外の地域内への車馬・動力船の使用・航空機の着陸 (自然公園法第 18 条第 3 項)
第 1 種特別地域	特別保護区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域で、現在の景観を極力保護することが必要な地域(自然公園法第 17 条第 1 項、自然公園法施行規則第 9 条の 2)	上記(1)から(8)の行為及び(9)別に指定する植物の採取または損傷 (10)道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち別に指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸(車馬等乗り入れ規制地域) (自然公園法第 17 条第 3 項)
第 2 種特別地域	第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域(自然公園法第 17 条第 1 項、自然公園法施行規則第 9 条の 2)	上記第 1 種特別地域に同じ
第 3 種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域 (自然公園法第 17 条第 1 項、自然公園法施行規則第 9 条の 2)	上記第 1 種特別地域に同じ
普通地域	国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない地域(自然公園法第 20 条第 1 項)	(1) 別に定める基準(1)をこえる工作物の新築、改築、増築 (2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること (3) 広告物等の掲出・設置又は広告物等の工作物等への表示 (4) 水面の埋め立て・干拓 (5) 鉱物の掘採又は土石の採取 (6) 土地の形状変更 (7) 海底の形状変更 (1 建築物、高さ 13m 又は延べ面積 1000 m ² ・送水管、長さ 70m・鉄塔高さ 30m・ダム高さ 20m・別荘地の用に供する道路幅員 2m など) (自然公園法施行規則第 14 条)

(3) 河川環境の秩序ある保全と利用に関する維持管理の現状と課題

河川環境の保全のために、河川敷や水面の区分の設定を適切に行っている。中でも、河川敷の自然環境の保全のため、人工系空間については、裸地化を極力さけるとともに、生態系及び水質へ悪影響を及ぼす化学物質等を極力使用しないよう必要な措置を講じている。一方、河川環境上重要な空間においては、車両等の乗り入れの防止や、地域住民や関係自治体と一体となって措置を講じている。なお、河川環境上重要な空間において占用許可を行う場合は、各占有者に対し自然環境への配慮を指導するとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策等、環境保全上必要な措置の実施を求めている。

さらに、本川及び支川等において、魚類等の移動に配慮するなど良好な環境の保全を順次図っている。

ゴミ、土砂、車両等の不法投棄等の現状と課題

河川利用者による河川敷内のゴミの問題があり、ゴミは電化製品や自動車、家屋の廃材のような大規模な物から、バーベキューのゴミ、空き缶、吸い殻、釣り道具に至るまで多岐にわたり、原因についても河川利用によるものや悪質な不法投棄まで様々である。また、ゴミの中には自動車のバッテリーなど水質に悪影響を及ぼすものもある。

河川美化のため定期的に河川巡視を行い、不法投棄の防止に努めるとともに、河川愛護月間等の河川美化活動を通して、ゴミの持ち帰りやマナー向上のため住民への啓発を行う必要がある。



写真 5-2 不法投棄

河川区域の管理

a) 河川敷地の占用

地域の意向を踏まえつつ、他の占有者や河川管理に支障のない範囲で許可することとしている。現在の釧路川河川敷地の利用(占用)状況は以下のとおりであるが、今後も各地域計画との連携として、多くの住民に健康増進の場、憩いの場、イベント等交流の場の提供に努めている。

表 5-10 河川敷地の占用状況(直轄管理区間)

公園・緑地		採草放牧地		畑	
件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
11	65.7	51	119.8	0	0

b) 占用施設の維持

占用施設が常に良好な状態に維持されるよう、占有者に対して適切な指導を行っている。

c) 河川区域境界及び用地境界の管理

河川敷地の適切な管理を行うため、河川区域杭を設置するとともに、河川現況台帳等の整理を行っている。

d) 不法占用・不法行為

不法占用・不法行為については、洪水を安全に流下させる上での阻害となるなど、防災上の観点も踏まえ、関係機関と協力しつつ早期の是正に努めている。また、水面の利用にあたっては、秩序ある利用を維持していくために、利用標識板の設置を含めた水面利用の調整を図っている。

自然環境・生態系の保全と調査の現状と課題

河川の自然環境・生態系の基礎情報の収集整備を目的とした水辺の国勢調査等を継続実施し、河川周辺環境の把握を行っている。

また、生物・生態系に関する調査・記録は、河川環境情報図として整理し、自然生態系の望ましい管理や工事に際しての配慮事項などを検討するための基礎資料としている。

今後は工事や樹林伐採の影響を考慮した維持管理を行うことが課題である。

河川環境モニタリングの現状と課題

環境モニタリングについては、これまでも「河川水辺の国勢調査」等により実施しており、今後も更なる調査の実施を行う。また、洪水発生後において、貴重種を含めた自然環境の変化を把握するため、河川環境カルテによる点検を実施している。

さらに、既存の河川管理施設、許可工作物に関して環境面から点検を実施し、生物の生息・生育環境に著しく阻害となる構造物については、必要に応じ施設管理者に対して適切な対応を行うよう指導している。

加えて、市民ボランティアによる河川環境モニタリングの実施に向けた支援を行う。

環境モニタリング等により得られた調査結果により、さらなる環境データの充実を図るとともに、GIS化等によりデータベースの整備を行い、インターネット等を活用した情報提供体制を充実させる必要がある。

市民に親しまれる河川管理の推進の現状と課題

流域の市街地の多くは釧路川に沿って立地しているため、市街地の河川敷は、公園、運動施設に利用され、住民の憩いの場となっている。

このような、社会的要請を考慮し、自治体との調整を図りながら、後述の市民による河川管理も含めた、より住民に親しまれる河川管理を行うことが必要である。

また、利用者施設標示にユニバーサルデザインを導入し、万人に利用しやすいように配慮する必要がある。

さらに、子供たちだけでなく、地域の人々の釧路川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、自然を生かした水辺や施設の維持・保全に努めていくことが課題である。

バリアフリーの現状と課題

バリアフリーとして容易に川に近づけるように整備した緩傾斜坂路（スロープ）や水洗トイレなどの諸施設について、その機能を確保するため適切な維持管理を図る必要がある。

また、駐車場に要援護者等が優先して駐車できる区画の確保がなされるよう関係機関等と連携して対処していく必要がある。



写真 5-3 緩傾斜坂路（釧路川久寿里橋付近）

地域と一体となった維持管理の現状

流域のまちづくり事業と連携し、河川を地域のレクリエーション、防災、まちづくりの拠点として位置づけ、地域と一体となった河川管理を行っている。

また、市民団体、非営利機関（NPO）、地域住民及び市民ボランティア等の協力を得て河川の維持管理を行うため、市民等の主体的活動を可能とする市民活動拠点施設の維持を行っている。

地域住民と協力して河川管理を進めるためには、インターネット等のメディアを利用するなどして、地域の人々へ様々な河川情報を発信するとともに、地域からの河川整備に対する要望を集約し、住民参加型の管理体制を構築する必要がある。また、河川清掃や節水・水の再利用などを通じて、地域の人々の河川に対する愛護精神を啓発していくことも重要である。



写真 5-4 河川清掃



写真 5-5 花咲じいさんプロジェクトによる樹木の植栽



写真 5-6 植樹



写真 5-7 絵画コンクール

a) 釧路湿原川レンジャー

釧路開発建設部では、釧路湿原の良好な河川環境作りに貢献するボランティア活動「釧路湿原川レンジャー」を平成12年度より実施している。

活動の目的

釧路湿原の河川環境保全の取り組みの一環として、河川管理の一部を地域住民の方々の協力を得て行う。

観察活動

日常生活において釧路湿原や河川環境について観察し、その結果を報告する。

報告する内容の例

- ・そこに従来なかった植物がある。いままでいた動物がいなくなった。
- ・河岸が崩れていた。中州が広がっていた。
- ・タンチョウに怪我などの異常が見られる。近づく人がいる。
- ・川が汚れている。異臭がする。
- ・立ち入れない場所に車や人が入り込んでいる。

学習活動

釧路湿原や河川環境の専門家とともに季節ごとの現地観察と学習会を行っている。

今までの主な活動内容

- ・学習会及び意見交換会
- ・湿原観察
- ・野鳥観察
- ・ハンノキの観察
- ・タンチョウの観察
- ・河川清掃

b) 釧路川流域の主な市民団体等

釧路川流域では、さまざまな市民団体等による河川管理に関する活動が行われている。
主な市民団体は以下のとおりである。

主な市民団体名	河川管理に関する活動内容等
釧路カヌー連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・川に親しみ、遊び、学ぶための“川の学習活動”として、釧路川の環境を守り、マナー向上を目指す。 ・カヌーによる釧路川の川岸の清掃
釧路自然保護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の観察、調査、保全などの“自然生態調査”として自然保護活動、特に釧路湿原の保護・保全、キタサンショウウオ移動協力。
釧路湿原やちの会	<ul style="list-style-type: none"> ・川に親しみ、遊び、学ぶための“川の学習活動”として、「釧路湿原における環境体験学習指導」 ・修学旅行生に釧路湿原の河川環境保全に関する提言を説明
釧路サケの会	<ul style="list-style-type: none"> ・サケの遡上、釧路川の名称復活
釧路リバープロテクション21の会	<ul style="list-style-type: none"> ・河川愛護の街頭啓発活動、新釧路川の河川敷清掃活動、環境器具等の寄贈を行っている。
城山商店街	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路川ふるさとの川推進懇談会への参加
鳥取大通り1丁目町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動として新釧路川の河川清掃
トラストサルン釧路	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の観察、調査、保全などの“自然生態調査”としてタンチョウ等鳥類観察や自然の生態系を調査し提言を行う。

50 音順